

社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会

障害者社会参加促進貸出物品貸出要綱

平成 24 年 11 月 19 日

朝社協要綱第 33 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者の社会参加を促進し社会福祉の増進を図るため、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、朝霞市総合福祉センター（以下「センター」という。）で管理する障害者社会参加促進貸出物品（以下「貸出物品」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第 2 条 利用者は、市内に居住または在勤する者で、貸出物品を必要とする者とする。

(用途)

第 3 条 利用者は第 1 条の目的を達成するための用途に使用できる。

(申請手続)

第 4 条 利用者は使用日の 1 ヶ月前から 7 日前までに障害者社会参加促進貸出物品利用申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入のうえ、社会福祉法人朝霞市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

2 会長は、申請手続の際、申請者と確認できる書類（保険証又は自動車運転免許証等）の提示を求めることができる。

3 利用申請の受付は、センター開館日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、会長が必要と認める場合はこの限りではない。

(使用許可)

第 5 条 会長は申請の内容を審査のうえ、利用を許可するときは、障害者社会参加推進貸出物品利用許可書（様式第 2 号）を利用者に交付しなければならない。

(貸出期間)

第 6 条 貸出期間は、1 週間の範囲内において、必要な期間とする。

(利用料金)

第 7 条 利用料金は、無料とする。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は最善の注意をして貸出物品を使用・保管し、次の行為を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に規定する用途以外に使用しないこと
- (2) 貸出物品の転貸・譲渡などを行わないこと
- (3) 貸出期間が終了した場合、遅滞なく返還すること
- (4) 紛失・破損した場合は、本会に速やかに報告を行うこと
この場合、本会は利用者に弁償または修理費の全額もしくは一部を負担してもらうことができる
- (5) 貸出期間中の貸出物品によるけがや事故等については、本会は責任を負わないものとする

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年04月01日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月4日から施行する。